

都留都市計画道路の変更（山梨県決定）

様式 10

都留都市計画道路中 3・5・3 号厚原線を廃止する。

（備考）計画書及び計画図は省略する。

理 由

【3・5・3 厚原線】

（都）厚原線は昭和 41 年 2 月に都留市つる四丁目（都留 IC との交差点）から都留市平栗までを都市計画決定したが、現在未整備である。

起点側の用途地域内の区間については、県道富士吉田西桂都留線や市道栄町長者町線の拡幅整備、県道高畠谷村停車場線や市道長者町新道線の既存路線活用により、また終点側の用途地域外の区間については、工業団地整備に伴う基盤整備により必要な代替道路機能が担保され、都市計画道路の整備を行わずとも将来必要な交通機能や歩行者通行空間が確保されコンパクトなまちの形成につなげられることから、（都）厚原線（1,370m）全線を廃止する。